

特別代理人の選任の申立てについて

成年後見人と成年被後見人との間でお互いの利益が相反する行為（これを「利益相反行為」と言います。）をするには、成年被後見人のために特別代理人を選任することを家庭裁判所に申し立てなければなりません。

たとえば、成年後見人と成年被後見人との間で遺産分割協議をするとき、成年後見人が自己の債務の担保として成年被後見人が所有する不動産に抵当権を設定するときには、この申立てをして、家庭裁判所に特別代理人を選任してもらう必要があります。

【申立てに当たって必要なもの】

- ・ 申立書
- ・ 収入印紙 800円分
- ・ 郵便切手 664円分（84円×6枚，50円×2枚，10円×6枚）
- ・ 成年被後見人の戸籍謄本（全部事項証明書）
- ・ 特別代理人候補者の住民票又は戸籍附票
- ・ 利益相反に関する資料

（遺産分割協議をするとき）

被相続人（亡くなられた方）の除籍謄本，遺産分割協議書案，遺産に関する資料（不動産の登記事項証明書，不動産の固定資産税評価証明書，金融機関の残高証明書のコピー，保険証書のコピー等）

（不動産に抵当権を設定するとき）

契約書案，抵当権を設定する不動産の登記事項証明書

- ・ その他，事案に応じて追加の資料のご提出をお願いすることがあります。

添付書類等の原本の還付を希望される場合は，それぞれの書類等のコピーと返信用封筒（返送料を貼付したもの）を，申立時に添付してください。